

## 調達価格等算定委員会（第49回）

### 議事要旨

#### ○日時

令和元年11月5日（火）15時00分～16時47分

#### ○場所

経済産業省本館17階第1～2共用会議室

#### ○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

#### ○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山崎省エネルギー・新エネルギー一部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

#### ○議題

（1）太陽光発電・風力発電について

#### ○議事要旨

（1）太陽光発電・風力発電について

<事業用太陽光発電について>

#### 委員

- 第4回入札において、新しく入札対象範囲を拡大した「500-2,000kW」の規模で低価格での入札が見られていることを踏まえると、コスト低減を促すため、2020年度の事業用太陽光発電の入札対象範囲を「500kW以上」よりさらに拡大するという事務局案に賛成。
- 入札対象範囲の拡大については、第4回入札において応札容量が募集容量を下回ったことも踏まえると、年間の入札実施回数数の増加・上限価格の公表・複数年度の募集容量設定といった点と併せて検討を行い、入札参加者を増やして継続的なコストダウンを図るための制度設計が必要ではないか。
- 入札対象範囲の拡大については、入札対象範囲外が入札対象範囲より有利になることで入札逃れが発生しないよう、入札対象範囲外の取扱いと一体的に検討する必要

があるのではないか。また、入札対象範囲の拡大を抑制的に行うことは、分割による入札逃れを誘発し、結果として社会的なトータルコストの増加を招くのではないか。

- 地域活用電源の定義・範囲や取扱いによって、間接的に、入札対象範囲となることの意味合いが変わってくるので、検討に当たっては留意が必要ではないか。
- 事務局資料 p. 15 で示されているドイツの入札対象範囲（750kW 以上）は、小規模事業者への配慮や行政コストの増大を踏まえて設定されたものであり、容量ベースで全体の約 85%となったことは結果に過ぎないと理解している。我が国の制度設計においても、入札対象範囲の拡大による過度な行政コストの増大を防ぐ必要があるのではないか。
- 事務局資料 p. 17, 18 では、2,000kW 以上の資本費が他の規模帯と比べて高いという結果が示されているが、どのような理由によるものか。
- 2020 年度のシステム費用の想定値については、第 5 回入札の結果も踏まえて決定する必要があるのではないか。
- 2020 年度のシステム費用の想定値について、実際のシステム費用は低減しているため、将来的な低減スピードの鈍化を現時点で見越すことはせずに、引き続き費用効率的な水準を採用することが合理的ではないか。
- 事業用太陽光発電のコストデータについて、地上設置と屋根設置の案件を分けて分析を行うことは可能か。
- 今後の廃棄等費用の取扱いについて、事務局案に異論はない。適正に廃棄がなされる大前提の下で、リサイクルの推進も含めて、廃棄等費用を低減させる方策を検討する必要があるのではないか。
- 廃棄等費用を一律に調達期間の終了前 10 年間で積み立てることについては、災害時の破損等が保険等により適切に対応されることを条件に賛成する。
- 自家消費型の地域活用要件が設定される案件については、廃棄等費用の積立総額が過小とならないよう、今後地域活用要件の検討と併せて検討を進めることが必要ではないか。

## 事務局

- ドイツの入札対象範囲（750kW 以上）については、容量ベースで全体の約 85%を目指すことが目的となっているわけではなく、コスト効率の優れたプロジェクトの導入を図るという EU 指令を踏まえて決定されたものと理解している。
- 2,000kW 以上の案件は、他の規模帯と比べて工事費や土地造成費が高いことから、資本費が高くなっていると考えられる。
- 事業用太陽光発電のコストデータについて、地上設置と屋根設置の案件を分けて整理することを検討したい。

- 廃棄等費用については、技術革新やリサイクル等による将来的なコスト低減を見込むという点と確実に費用を確保するという点のバランスを取りながら進めていく。

#### 委員長

- 2020年度の事業用太陽光発電の入札対象範囲について、現行の「500kW以上」よりさらに拡大する方向で合意が得られた。具体的な規模は、第5回入札の結果を踏まえて検討することとなった。委員からは、競争性の確保や入札対象範囲の内外での条件の差異などについての指摘があった。
- 2020年度の入札対象範囲外の調達価格について、引き続き、システム費用の想定値をトップランナー方式で決定する方向で合意が得られた。トップランナーとしての具体的な水準については、第5回入札の結果を踏まえて検討することとなった。システム費用以外の諸元は、2019年度の想定値を据え置くことでまとまった。
- 廃棄等費用の取扱いについては、今後は想定資本費の額に関わらず定額で1万円/kWとし、一律に調達期間の終了前10年間で積み立てる方向でまとまった。

#### <住宅用太陽光発電について>

#### 委員

- 事務局案に異論はない。
- 今後の住宅用太陽光発電の拡大に向けては、既築住宅への導入支援が重要である。FIT制度の調達価格における措置だけでなく、他の政策分野との連携も検討する必要があるのではないかと。
- 既築住宅への導入に配慮して調達価格の設定を行うことに異論はないが、高い調達価格が設定されることにより、屋根貸しなどの新たなビジネスモデルの組成が阻害されることがないよう、状況を注視していただきたい。
- 余剰売電比率について、調達価格の低下に伴い、売電による便益よりも自家消費の便益の方が大きくなっている中で、70%の想定値を据え置くことが適切か。足下の実績を踏まえて据え置くことも合理的ではあるが、将来的に自家消費を推進していく観点から余剰売電比率を引き下げることも一つの選択肢ではないか。
- 事務局資料 p.54 では、自家消費分の便益の想定値について、直近3年間の家庭用電気料金の平均値とする案となっているが、3年間の平均値を採用する理由は何か。直近3年間を採用することにより、自家消費分の便益を過少評価しているおそれはないか。
- 調達期間終了後も含めて、より多くの自家消費を行うためには、蓄電池の併設が必須と考えられ、今後の調達価格の設定に当たって留意が必要ではないか。

## 事務局

- 既築住宅への導入支援の重要性は認識しており、今年度からは、新築だけでなく既築も含めたデータにより、システム費用のトップランナー分析を行っている。現場の声を聞きながら、他の政策とも連携して導入支援を進めていく。
- 自家消費分の便益は、電気料金の上下動を踏まえて直近3年間の平均値を採用する案としているが、さらに長い期間で分析することも可能と考えている。

## 委員長

- 事務局案に大きな異論はなかった。委員からは、余剰売電比率や新たなビジネスモデルとの関係などの論点について指摘があった。

## <風力発電について>

### 委員

- 陸上風力発電については、定期報告データや本委員会での業界団体ヒアリングの結果を踏まえても、資本費の低減が進んでいない。入札制移行による競争を通じたコスト低減に期待しているが、その他にもコストが高止まりしている原因がないか、分析が必要ではないか。
- 陸上風力発電の資本費についても、太陽光発電と同様にトップランナー分析を行い、例えば上位25%水準の資本費の額などを分析することは可能か。
- 陸上風力発電の接続費を見ると、高額案件が全体の平均値を押し上げていることが分かる。再エネ発電事業者に高額な接続費が請求されていることについて、その額を価格算定上考慮する必要はないとしても、今後の導入拡大に向けては、送配電ネットワークへのアクセスを保障する観点からも問題がないか、実態の確認が必要ではないか。
- 陸上風力発電の入札制度については、投資額が大きく事業期間が長いという風力発電の特性も踏まえた上で、年間導入目標の明確化などと併せて、慎重な制度設計が必要ではないか。
- 事務局資料 p. 61 で示されている陸上風力発電の設備利用率について、過去に設置された案件でも年々設備利用率が上昇していることや、2011年以降に設置された案件の直近の設備利用率が27%程度まで高まっていることは、非常に望ましいことではないか。
- 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）について、2020年度から入札制に移行するという事務局案に賛成。
- 浮体式洋上風力発電について、今年度の委員会では2021年度の取扱いを決定しないという事務局案に賛成。

- 陸上風力発電・洋上風力発電ともに、急速なコスト低減が見込まれるため、事業者  
に超過利潤を生じさせないよう、運転開始に近接した時点で価格を決定する方法を  
検討する必要があるのではないか。

#### **事務局**

- 事務局資料 p. 64 において、kWh 当たりコストの観点から、陸上風力発電のトップラ  
ンナー分析を行っており、10 円/kWh 未満で事業を実施できている事業者が全体の  
9%存在している。
- 陸上風力発電の接続費については、定期報告データには自営線の費用と電力会社に  
対する負担額（上位系統等）の双方が含まれている点にも留意しながら、一般負担  
の上限見直しの効果も踏まえつつ、今後検討を深掘りしていきたい。

#### **委員長**

- 事務局案に大きな異論はなかった。
- 陸上風力発電については、早期に入札制を導入する方向がまとまった。2021 年度の  
取扱いについては、FIT 制度の抜本見直しの検討が進められていることから、来年  
度の委員会において、入札制導入に念頭に検討を行うことでまとまった。
- 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）については、2020 年度から入札制  
に移行することでまとまった。入札の詳細な制度設計は、引き続き事務局で検討い  
ただきたい。
- 浮体式洋上風力発電については、今年度の委員会では 2021 年度の取扱いを決定せ  
ず、来年度の委員会で検討することでまとまった。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365